

2015年4月1日に告知の通り、
2020年4月1日より、「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録制度が変更になります。

「公認 不動産コンサルティングマスター」 登録制度の変更について

2020年4月1日より、「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録制度が変更になります。
2020年4月1日以降は、更新手続き期間中に手続きが完了しなかった場合、**登録が抹消となります**のでご注意ください。
また、既に登録証の有効期限が切れたままとなっている方は、2020年3月31日までに更新の手続きが完了しない場合、**登録が抹消されます**。
手続き可能期間については、お手持ちの認定証の「有効期限」をご確認のうえ、下表をご覧ください。
※平成31(2019)年4月30日の翌日以降の日付の記載は、新元号に読み替えてください。
不動産コンサルティング技能試験合格後、一度も登録されていない方は、抹消の対象にはなりません。

認定証カードの「有効期限」をご確認ください。



制度変更前（現在） ←

→制度変更後（2020年4月1日以降）

| 更新年度 | 平成30年度 〔2018/4/1～ 2019/3/31〕 | 平成31年度 〔2019/4/1～ 2020/3/31〕 | 令和2年度 〔2020/4/1～ 2021/3/31〕 | 令和3年度 〔2021/4/1 ～2022/3/31〕 |
|---------------------------|------------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 有効期限 | | | | |
| ①有効期限が H31/3/31の方 | 受付終了 | (更新手続き未了の方は) 「更新要件2つ」で 随時更新可 (発行は年5回) | 更新手続き未了の方は 登録抹消 | |
| ②有効期限が H32(令和2)/3/31の方 | 手続き不要 | 2019/10/1～ 2020/2/28までに 更新手続きが必要 | 更新手続き未了の方は 登録抹消 | |
| ③有効期限が H33(令和3)/3/31の方 | 手続き不要 | 手続き不要 | 2020/10/1～ 2021/2/28までに 更新手続きが必要 | 更新手続き未了の方は 登録抹消 |
| ④現在、既に有効期限を 超過している方 | 受付終了 | 「更新要件2つ」で 随時更新可 (発行は年5回) | 登録抹消 | |

※有効期限がH34(令和4)/3/31日以降の方についても、更新年度に更新されなかった場合（有効期限を超過した場合）は、①②③同様に登録抹消となります。

注) 更新に必要な要件を充足するだけでは、更新のお手続きは完了とはなりません。
別途、インターネット(マイページ)からのお手続きが必要です。

更新手続き方法や更新要件については、ホームページにて 確認いただけます。
<「公認 不動産コンサルティングマスター」更新手続きご案内ページ>
<https://www.retpc.jp/consul/koushin/> または右記のQRコードからご覧ください。

